

## 遺産分割協議書

令和4年6月20日、〇〇市〇〇町〇番地 法務太郎 の死亡によって開始した相続の共同相続人である法務花子、法務一郎及び法務温子は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

相続財産のうち、下記の不動産は、法務一郎が相続する。

この協議を証するため、本協議書を3通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通を保有するものとする。

令和4年7月1日

〇〇市〇〇町二丁目12番地	法務花子 実印
〇〇郡〇〇町〇〇34番地	法務一郎 実印
〇〇市〇〇町三丁目45番6号	法務温子 実印

### 記

#### 不動産

所 在 〇〇市〇〇町一丁目  
地 番 23番  
地 目 宅地  
地 積 123.45平方メートル

所 在 〇〇市〇〇町一丁目23番地  
家屋番号 23番  
種 類 居宅  
構 造 木造かわらぶき2階建  
床面積 1階 43.00平方メートル  
2階 21.34平方メートル